

NHK放送受信料の免除について

NHKの定める受信料の免除基準によって、NHKの放送受信料が半額あるいは全額免除される制度です。

▼半額免除の対象

・世帯主が視覚もしくは聴覚の身体障害者手帳所持者

・世帯主が身体障害者手帳

1・2級所持者

・世帯主が療育手帳①、A所持者

・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級所持者

▼全額免除の対象

・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税

▼必要書類：身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳、印鑑
 閩民生課 ☎820・5635

有料道路通行料金の割引について

身体障害者手帳または療育手帳を所持している人が有料道路（高速道路等）を利用するとき、通行料金を半額割引される制度です。利用する自動車は事前に登録が必要です。

☒身体障害者手帳第1種（本人または介護者が運転する場合）、第2種（本人が運転する場合のみ）、療育手帳①、A（介護者が運転する場合のみ）

▼対象となる車：事前に登録された自家用乗用自動車1台のみ（車種や所有者名義等により、割引の対象とならない場合があります）

▼必要書類：障害者手帳、自動車検査証、運転免許証（本人が運転する場合）

※ETC利用の場合は、ETCカード（原則本人名義）「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」が必要です。
 閩民生課 ☎820・5635

小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付について

児童福祉法および障害者総合支援法の日常生活用具の給付の対象とならない人に対して、用具の給付を行います。購入前に必ず民生課へご相談の上、申請してください。

☒小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者

▼種目：特殊マット、入浴補助用具、パルスオキシメーター、クールベスト、紫外線カットクリーム等

▼負担額：基準額により一部または全部
 閩民生課 ☎820・5635

身体・知的障害者相談員について

身体障害者相談員は同じ障害者の立場から、知的障害者相談員は知的障害者の関係者として、障害のある方やその家族からの療育、生活などに関する相談および更生援護に関する相談などを無料でお受けしています。

秘密は厳守します。気軽にご相談ください。

【身体障害者相談員】

▼中富 ヒロ子（石神1番23号）☎854・1049

▼佛圓 フミ枝（初神二丁目16番6号）☎854・3184

▼住川 昌満（城之堀二丁目22番19号）☎854・7205

【知的障害者相談員】

▼馬場 真二（平谷五丁目26番地1 障害者活動センター1あゆみ内）☎855・2150

閩民生課 ☎820・5635

発達が気になるお子さんの相談窓口について

周囲とのコミュニケーションが苦手、集中力が続かない…。お子さんの発達が気になるけれど、どこに相談していいかわからない。そんな人はいませんか？

町では、療育を専門とする「柏学園」を相談窓口として紹介しています。

相談内容および個人情報保護は厳守されますので、気軽にご相談ください。

閩安芸郡府中町青崎東7-

12 ☎282・6500

☎282・4981

☎http://www.kashiwa.or.jp/index.html

（民生課）



老齢基礎年金の受給額を増やしたい人におすすめ「付加年金」制度

国民年金の第一号被保険者が、20〜60歳になるまでの40年間、年金保険料を納めると、65歳から77万9千300円（平成29年4月分からの金額）の老齢基礎年金を受給することができます。が、この年金受給額をもう少し増額したい人には、「付加年金」という制度があります。

○付加保険料と付加年金の額

通常の保険料とともに、月額400円の付加保険料を納めると、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算された付加年金を受給することができます。

例えば、付加保険料を10年間（120カ月）納めたときの総付加保険料納付額の4万8千円（400円×120カ月）に対し、65歳から80歳（15年間）まで老齢基礎年金といっしょに支給される付加

年金の額は36万円（200円×120カ月×15年）となります。

○付加保険料を納められる人
 付加保険料を納められる人は、次のとおりです。

- ①国民年金の第一号被保険者
- ②保険料の免除などを受けていない人
- ③国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満の人）
- ④国民年金基金に加入していない人

閩広島南年金事務所

☎253・7710

住民課 ☎820・5604

年金請求書の手続き漏れがありませんか

老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）が、「25年」から「10年」に短縮されました。これまでに対象となる人には黄色の封筒（A4サイズ）が日本年金機構より送付されています。制度の開始は、平成29年8月1日



年金機構の黄色の封筒（右図）が届いた人は年金が受け取れます。今すぐ予約のお電話を！

0570-05-1165（いい老後）

（住民課）

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)
絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。
- 「パパとおひさま」(毎月第2土曜日)9:30~11:30
※8月は第1土曜日(8月5日)に変更しています
パパも「おひさま」デビューしてみませんか？もちろんご家族もOKです！
- お誕生会
毎月1回お誕生月のおこさんをみんなでお祝いしています。
- チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し
町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヶ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。(無料です)
※いずれの事業も変更する場合があります。
※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
 (西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
 開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日 9:30~17:00
 第2土曜日 9:30~11:30
 <子育て相談 月~金曜日 13:00~17:00>

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

| 実施日 | 開始時間 | 行事(講師・敬称略) |
|---------|-------|-----------------------------------|
| 18日(金) | 9:30 | とことこエンゼル(1歳~1歳11カ月) |
| 25日(金) | 9:30 | わくわくキッズ(2歳以上) |
| 29日(火) | 10:30 | 子育て懇談会(金澤綾子) |
| 30日(水) | 11:00 | 8月生まれのお誕生会 |
| 9月4日(月) | 9:30 | ふわふわベビー(11カ月までの乳児、妊婦) 11:00~リトミック |
| 9月6日(水) | 10:30 | 子育てなるほど講座「反抗期」 |

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
 ※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

| 実施日 | 開始時間 | 場 所 |
|--------|------|---------|
| 17日(木) | 9:30 | 中央ふれあい館 |

●おひさまルーム

上記日程以外の日の9:30~11:30

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

※第3水曜日のみほっとるーむベビー(11カ月までの乳児対象)